

第74期損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

科 目	金 額	
経常収益		2,270,422 千円
資金運用収益	2,051,276	
貸出金利息	1,585,548	
預け金利息	50,731	
有価証券利息配当金	392,386	
その他の受入利息	22,609	
役務取引等収益	163,295	
受入為替手数料	63,061	
その他の役務収益	100,234	
その他業務収益	15,649	
国債等債券売却益	4,918	
その他の業務収益	10,731	
その他経常収益	40,200	
償却債権取立益	5,734	
株式等売却益	20,802	
その他の経常収益	13,664	
経常費用		2,188,514
資金調達費用	9,274	
預金利息	8,767	
給付補填備金繰入額	361	
その他の支払利息	145	
役務取引等費用	319,244	
支払為替手数料	21,999	
その他の役務費用	297,244	
その他業務費用	33,101	
国債等債券売却損	33,052	
その他の業務費用	49	
経常費用	1,550,521	
人件費	864,434	
物件費	615,145	
税金	70,940	
その他経常費用	276,373	
貸倒引当金繰入額	265,698	
株式等償却	4,014	
その他資産償却	1,061	
その他の経常費用	5,597	
経常利益		81,907
特別利益		63
固定資産処分益	63	
特別損失		12,568
固定資産処分損失	12,132	
減損損失	436	
税引前当期純利益		69,402
法人税、住民税及び事業税		38,741
法人税等調整額		△ 43,059
法人税等合計		△ 4,318
当期純利益		73,720
繰越金(当期末残高)		574,508
当期末処分剰余金		648,228

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額1円46銭
- その他の経常収益には、睡眠預金雑益繰入額2,239千円を含んでおります。
- その他の経常費用には、信用保証協会負担金4,360千円を含んでおります。
- 当期において、以下の資産について、減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(千円)
由利本荘市内	営業用店舗	土地	2.50
大仙市内	営業用店舗	土地	1.85
合計			4.36

営業用店舗については、営業店(本店、各支店(出張所を含む))毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グループビルの最小単位としております。本部は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共同資産としております。

営業用店舗が継続してマイナスとなったこと及び継続的な地価の下落等により、事業用不動産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額436千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。

6. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、163,323千円であります。

7. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料 保険販売手数料等の保険販売業務関係の受入手数料 保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に関する受入手数料	貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等のサービス期間に対応して生じる収益については、前受収益を計上し利用期間に按分しております。 なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあたらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

剰余金処分

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

科 目	金 額
当期末処分剰余金	648,228,950 円
剰余金処分額	111,984,683
利益準備金	20,000,000
普通出資に対する配当金(年1%)	13,984,683
優先出資に対する配当金(年0.7%)	28,000,000
経営安定積立金	50,000,000
繰越金(当期末残高)	536,244,267

以上のとおりであります。

令和4年6月

羽後信用金庫

会長	伊東 富男	理事	村岡 淑郎
理事長	池田 秀	同	高橋 弘隆
常務理事	藤田 直人	同	橋本 一康
常勤理事	岡本 秋男	同	齋藤 浩太郎
同	土田 浩	同	大井 建史

以上監査の結果、適法かつ正確であることを認めます。

常勤監事	佐々木 浩紀	員外監事	黒澤 大司
監事	佐藤 信悦		

お 願 い

お届けの住所または居所等にご変更が生じた際には、当金庫までご連絡ください。ご連絡がないことによって、当金庫がお客様(会員)に発信した通知が到達せず、継続して返送されてきた場合には、以後の通知は行わないことがありますのでご了承ください。

- 本店 / 〒015-0809 秋田県由利本荘市本荘13
TEL.0184-23-3001 FAX.0184-23-3030
- 仁賀保支店 / 〒018-0402 秋田県にかほ市平沢字中町80-2
TEL.0184-35-4649 FAX.0184-35-4648
- 大内支店 / 〒018-0711 秋田県由利本荘市岩谷町字日渡170-1
TEL.0184-65-2057 FAX.0184-65-2058
- 湯沢支店 / 〒012-0845 秋田県湯沢市材木町2-1-12
TEL.0183-73-5128 FAX.0183-73-5129
- 横手支店 / 〒013-0022 秋田県横手市四日町2-8
TEL.0182-32-8211 FAX.0182-32-8213
- 稲川支店 / 〒012-0105 秋田県湯沢市川連町字方九郎屋布75-2
TEL.0183-42-2181 FAX.0183-42-2182
- 御門支店 / 〒015-0861 秋田県由利本荘市御門140
TEL.0184-24-3131 FAX.0184-24-3133
- 石脇支店 / 〒015-0012 秋田県由利本荘市石脇字田尻28-64
TEL.0184-22-8778 FAX.0184-22-8780
- 象潟支店 / 〒018-0106 秋田県にかほ市象潟町字五丁目塩越82-1
TEL.0184-43-5840 FAX.0184-43-5842
- 川口支店 / 〒015-0051 秋田県由利本荘市川口字八幡前229-1
TEL.0184-24-5755 FAX.0184-24-5855
- 矢島支店 / 〒015-0404 秋田県由利本荘市矢島町七日町字羽坂12-7
TEL.0184-55-3140 FAX.0184-55-2400
- 本荘支店 / 〒015-0078 秋田県由利本荘市谷地町136
TEL.0184-22-1234 FAX.0184-22-2400
- 由利支店 / 〒015-0341 秋田県由利本荘市前郷字前郷28
TEL.0184-53-4195 FAX.0184-53-2400
- 鳥海支店 / 〒015-0501 秋田県由利本荘市鳥海町伏見字赤浜32-2
TEL.0184-57-2320 FAX.0184-57-2400
- 東由利支店 / 〒015-0211 秋田県由利本荘市東由利老方字老方4-5
TEL.0184-69-2330 FAX.0184-69-2400
- 岩城支店 / 〒018-1301 秋田県由利本荘市岩城内道川字井戸沢85-8
TEL.0184-73-2020 FAX.0184-73-2400
- 西目支店 / 〒018-0604 秋田県由利本荘市西目町沼田字新道下2-310
TEL.0184-33-2244 FAX.0184-33-2400
- 大曲支店 / 〒014-0014 秋田県大仙市大曲福住町9-16
TEL.0187-62-3322 FAX.0187-62-6870
- 大町支店 / 〒014-0048 秋田県大仙市大曲上大町10-17
TEL.0187-62-1805 FAX.0187-62-1807
- 大曲南支店 / 〒014-0062 秋田県大仙市大曲上柴町14-34
TEL.0187-62-7755 FAX.0187-62-7888
- 大曲東支店 / 〒014-0022 秋田県大仙市大花町5-54
TEL.0187-66-2601 FAX.0187-66-2602
- 美郷支店 / 〒019-1404 秋田県仙北郡美郷町六郷字馬町56-1
TEL.0187-84-1126 FAX.0187-84-1127
- 西仙北支店 / 〒019-2112 秋田県大仙市刈和野字清光院後42-28
TEL.0187-75-0370 FAX.0187-75-1285
- 大森支店 / 〒013-0514 秋田県横手市大森町字大中島250-1
TEL.0182-26-4531 FAX.0182-26-4532
- 神岡支店 / 〒019-1701 秋田県大仙市神宮寺字神宮寺165
TEL.0187-72-3355 FAX.0187-72-4525
- 協和支店 / 〒019-2411 秋田県大仙市協和境字野田20-4
TEL.018-892-3020 FAX.018-892-3021
- 横手西支店 / 〒013-0063 秋田県横手市婦気大堤字下久保139-1
TEL.0182-33-2700 FAX.0182-33-2737
- 角館支店 / 〒014-0318 秋田県仙北市角館町中町5
TEL.0187-54-2176 FAX.0187-54-2274
- 中仙支店 / 〒014-0203 秋田県大仙市北長野字野口前63-1
TEL.0187-56-3210 FAX.0187-56-3211
- 太田支店 / 〒019-1601 秋田県大仙市太田町横沢字堀の内2-7
TEL.0187-88-2311 FAX.0187-88-2312
- 能代支店 / 〒016-0821 秋田県能代市島町4-11
TEL.0185-52-3226 FAX.0185-89-1130
- 能代南支店 / 〒016-0852 秋田県能代市戸本町15-2
TEL.0185-89-1500 FAX.0185-89-1502
- 森岳支店 / 〒018-2303 秋田県山本郡三種町森岳字長田3-1
TEL.0185-83-3005 FAX.0185-83-3006
- 八竜支店 / 〒018-2407 秋田県山本郡三種町浜田字上浜田251-1
TEL.0185-85-2155 FAX.0185-85-2156
- 二ツ井支店 / 〒018-3155 秋田県能代市二ツ井町字三千菊44-8
TEL.0185-73-2911 FAX.0185-73-2912



地域と共に、あなたと共に。

羽後信用金庫

本部 / 由利本荘市本荘24
TEL.0184-23-3000 (代表)
ホームページ <http://www.ugoshinkin.jp>



羽後信用金庫

令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで



ごあいさつ

会員の皆さまにおかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。素素は当金庫の業務に対し、格別のご支援ご愛顧を賜り誠に有り難く厚くお礼申し上げます。このたび第74期の決算を終えましたので、その概況をご報告いたします。

令和3年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発出と解除、新規感染者数の増加と減少に合わせて経済活動の制限と緩和が繰り返される中、緩やかに持ち直しをしてきましたが、年明け早々に、オミクロン株による感染症が急速な勢いで拡大し多くの飲食店や宿泊などの対面型サービスを中心に、取引先中小企業の業況に暗い影を落としております。加えて、ロシアによるウクライナに対する軍事攻撃が行われ、今後状況が更に深刻化することも想定され、また、原材料の高騰も相まって、今後の動向等を見守っていく必要があります。

このような経営環境下において、当金庫は新型コロナウイルス感染症拡大による景気冷え込みの対策、とりわけ取引先企業の資金繰り対応として新型コロナウイルス感染対策資金の取扱いを最優先とし営業活動を行いつつ、信用金庫の原点である「相互扶助」の経営理念に基づき、信用金庫の強み・独自性を活かした金融仲介機能を発揮し、お客様や地域の成長・発展等に資する取り組みを支援して、金庫の業績向上と地域経済の回復・発展に貢献していくものとして取り組んでまいりました。

その結果、期末残高での預金積金は、新型コロナウイルス感染症拡大により政府が行った経済対策の特別給付金や持続化給付金の歩留まりを要因とし、前年から34億円増加し1,475億円となりました。一方、貸出金は新型コロナウイルス感染拡大対策資金や風力発電事業者向け融資等行いましたが年度末に地公体の大口償還により、前年から13億円減少し718億円となりました。

損益面につきましては、市場金利低下の影響もあり資金運用収益は貸出金利息の減少を主要因とし前年を41百万円下回り、費用面も資金調達費用が5百万円、役員取引等費用が13百万円減少したことから、業務粗利益では前年を38百万円下回る1,868百万円、本業の儲けを示すコア業務純益も前年を20百万円下回る355百万円を計上しました。一方で、信用コストが前年を73百万円上回ったことから、経常純益は前年を60百万円下回る81百万円、当期純利益は73百万円を計上することができました。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の収束は見通せないものの、ワクチン接種の進展により、個人消費を中心に景気は回復基調に復帰し、感染状況次第で各種キャンペーンなどの需要喚起策の再開も可能となつて景気を押し上げると期待されます。当金庫も政府施策の一翼を担う金融機関として、今後も「相互扶助」の精神に基づき、今まで以上に会員をはじめとした地域の皆様の負託に応えるよう、円滑な資金供給や経営相談などに積極的に取り組んでまいりますので、ご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年6月

理事長 池田 秀

第74期末貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
現預	3,534	預 金 積 金	147,563
買 入 金 銭 債 権	50,442	当 座 預 金	1,360
有 価 証 書	842	普 通 預 金	62,910
地 方 債 債 権	2,926	貯 蓄 預 金	182
社 債	12,373	通 知 預 金	4
そ の 他 の 証 券	1,096	定 定期 預 積 金	75,009
貸 出	15,424	そ の 他 の 預 金	857
割 引 手 形	71,805	そ の 他 負 債 債 権	270
削 手 書 貸 付	80	未 決 済 為 替 借 借	32
証 書 貸 付	2,111	未 払 補 償 用 金	49
当 座 貸 付	64,391	給 付 費 備 蓄 金	0
そ の 他 貸 越	5,222	未 払 法人 税 等	17
未 決 済 為 替 貸 金	928	前 未 受 取 益 金	37
信 金 中 出 取 金	13	前 払 戻 未 済 金	46
未 取 出 益 金	692	職 員 預 り 金	26
そ の 他 の 資 産	159	資 産 除 去 債 務 債	10
有 形 固 定 資 産	63	そ の 他 の 負 債	50
建 物	1,957	賞 与 引 当 金	25
土 地	979	退 職 給 付 引 当 金	406
建 立 物	853	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	79
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	123	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	7
無 形 固 定 資 産	13	偶 発 損 失 引 当 金	4
ソ フ ト ウ ェ ア	7	債 務 保 証 金	316
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	5	負 債 の 部 合 計	148,720
繰 延 税 金 資 産	315	(純 資 産 の 部)	
債 務 保 証 見 返 金	316	出 資 金	3,420
貸 倒 引 当 金	△ 3,373	普 通 出 資 金	1,420
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,927)	優 先 出 資 金	2,000
		利 益 剰 余 金	6,038
		利 益 準 備 金	965
		そ の 他 利 益 剰 余 金	5,073
		特 別 積 立 金	4,425
		(経営安定積立金)	(3,400)
		優 先 出 資 消 滅 立 金	(100)
		当 期 未 処 分 剰 余 金	648
		処 分 未 済 持 分	△ 40
		会 員 勘 定 合 計	9,418
		そ の 他 有 価 証 書 評 価 差 額 金	466
		評 価、換 算 差 額 等 合 計	466
		純 資 産 の 部 合 計	9,884
資 産 の 部 合 計	158,604	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	158,604

注1. 貸出金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
注2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による簿価調整（定額法）、その他の債券等については時価法（売却損益を主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式については移動平均法による簿価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全額引当金入法により処理しております。
注3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）は、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、本年耐用年数は20におおっております。

注4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自資本利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に等しく償却しております。
注5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に固り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「買収破綻先」という。）に係る債権については、以上のなお書きに記載されている買収破綻後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、買収は経営破綻後の状況にないが、今後破綻後に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び破綻による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
上記以外の債権については、一定の割合率に分相し、過去の一定期間における過去の貸倒実績から算出した貸倒率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業管理部等の協力の下に資産査定部が査定を実施し、当該部から独立した査定官が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び買収破綻先に対する担保・保証付債権のうち一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能見込額を控除した破綻先取戻不能見込額として債権額から控除しております。なお、金額は630百万円あります。
注6. 貸引当金は、債権の買入時に発生したため、債権に対する買入の取扱いの範囲内として、貸倒引当金として取り扱っております。
注7. 退職給付引当金は、職員の退職給付引当金のため、企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める額法（退職給付に係る前期期末自己負担額を退職給付費用とする方法）により、当事業年度における必要額を計上しております。
当金庫は、役員等主たる（役員等専任）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に对应する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当金庫制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当企業年金制度全体の資産の積立状況及び制度全体の償還状況とこれらに関する補正額は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在）
年金資産の額 1732,930百万円
年金財政計算上の給付債務の額 1,817,887百万円
寄附額 ▲ 84,657百万円
② 制度欠に占める当金庫の拠出額割合（令和3年3月現在） 0.1237%
③ 積立率

上記の差引額の主たる要因は、年金財政計算上の過去債務債務残高178,469百万円及び前年度積立金93,511百万円であります。本制度における過去債務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の利率等に基づき等年償却であり、年金金は、当事業年度の債務残高と当該期間に充てられた特種積立金25百万円を償還するものとされています。なお、特別給付金額は、予め定められた給付金率を年金制度の債務残高に適用することによって算定されるため、上記の割合を年金制度の債務残高とは一致しません。
注8. 役員退職給付金は、役員への退職慰勞金支払いに備えるため、役員に対する退職慰勞金の支払いは、当事業年度末に発生していると認められ算計しております。
注9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を預見し、必要と認める額を計上しております。
注10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への自資金の支払いに備えるため、将来の自資金払戻金に計上しております。
注11. 当金庫の主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足するための項目については、損益計算書の注記において取説を理解するための基礎となる情報とあわせて記述しております。
注12. 預金及び地方債情報（以下「消費債等」という。）の会計処理は、税法方式によっております。ただし、有形固定資産に係る担保対象外消費債等は当事業年度の費用に計上しております。
注13. 会上的見聞により当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が認められるものは、次のとおりです。

① 貸倒引当金 3,373百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。
主要な記載は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績見通しにより、当期の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見通しております。当該見積りは、将来の不確定な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。
14. 理事及監事の報酬の高さによる理事及監事に対する金銭債権総額60百万円
15. 有価証券の償却残高47,475百万円
16. 有形固定資産の償却残高48百万円
17. 信用金庫及び金融機関の債権の生ずるための保証措置に関する法律に基づく保証は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」の中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部については保証して保しているものであつて、当該債権の履行が有価証券の払戻券（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）貸出金、外債債務、「その他債権」の中の未償戻付及び貸付金並びに債務保証返還の各特定に計上されるもの並びに記されている有価証券の買付けを行っている場合その有価証券（使用貸付及び買付債権）によるものである。
18. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 3,019百万円
危険債権 4,739百万円
三月以上延滞債権 32百万円
貸付先各種債権総額 13,767百万円
合計額 9,108百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の危機にまはっていないが、現状状態及び経営成績が悪化し、突如に陥つた債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産手続開始を及ぼすに等する債権と見做すに相当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本及利息の払戻が支払日翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権と見做すに相当しないものであります。
貸付条件等債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権、危険債権及び三月以上延滞債権と見做すに相当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除後の金額であります。
19. ローン・パートナーシップショーで、日本認知士協会会計制度委員会報告第3号「ローン・パートナーシップの会計処理及び表し」（平成26年11月28日）に基づいて、参加前に売却したものをして処理した貸出金の元本の事業年度末の償却額は、2百万円あります。
20. 手形割引は、業務執行役員業務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（兩）振替という方法で自由に処分できる権利を有しております。その額合計金額は1百万円あります。
21. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産 有価証券 101百万円
担保費に対応する債務 24百万円
上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金1,500百万円を差入しております。
22. 出資1口当たりの純資産総額 284円72銭

① 金融商品に対する評価方針
当金庫は、振込業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理（ALM）をしております。
② 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融商品は、主として事業リスク内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に国債、投資信託及び株式であり、満期保有目的、経営目的及び資産運用目的で保有しております。
これは、それぞれ貸付先の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融債権は主としてお客様からの借入金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の担保については、金利の変動リスクに晒されております。
③ 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、融資業務及び信用リスクに関する管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度、信用情報管理、保証や担保の設定、問題顕化への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。
そのほか与信管理は、各営業エリアの総合管理部門により行われ、また、定期型に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
また、与信管理の状況については、監事報告チェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理において、信用情報や財務の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
①金利リスクの管理
当金庫は、ALMを通じて、適切に金利の変動リスクを管理しております。
市場リスク管理規程及び資金運用規程等において、リスク管理方法を各記載しており、常務会において、実行規程の把握・確認、今後の対応の協議を行っております。
目的は、経営管理において金融資産及び負債の金利変動等を総合的に判断し、キックオフ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次レポートで常務会へ報告しております。
②為替リスクの管理
当金庫は、為替のリスクに関して、為替リスク量の把握を定期的に行い管理しております。
③信用保証リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用委員会に任じられております。
このうち、経営管理部門は、市場運用商品の購入を行うため、投資限度や時期、時限の定期的な把握等、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(a) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金債」であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、金利変動率（第132期第1期項5）等の規定に基づき、自己資本の充足の状況について金勘長部長が所定定める事項（平成26年金融庁公表第8号）において適切に把握された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にわたつての定量的情報として提供しております。
なお、金利の合理的な予想を前提とした変動額は、対象の金融資産及び金融負債を（個定金利と総合金利に区分して）それぞれ金利目別に適切に既減価を分解し、期間ごとの金利変動額を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（借債金利の上昇をい、日本円金利の上昇を上昇等を通じて上下に平行移動する）が生じた場合、対象となる金融商品の評価額は、484百万円減少するとともに把握しております。
なお、当該変動額は、金利変動率の想定において、金利感応度を考慮したものであり、金利感応度を考慮した変動額と見做すに相当するものではありません。
また、金利の合理的な予想を前提とした変動額は、9.5と見做すに相当する可能性があります。

③資金運用に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通じて、適切な資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調整やランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。
④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
有価証券は、全額の時価を算定し、その変動額を繰上っております。
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金債については、簡便な計算により算出した簿価を各期末の金額を記載しております。
23. 金融商品の償却に関する事項
令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等については、簿価を時価と近似していることから、当該簿価額を時価としております。満期のある預金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金額を割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。（単位：百万円）参照。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金等(*)	50,442	50,560	117
(2) 有価証券	31,713	31,712	△ 0
その他有価証券	3,670	3,359	△ 311
(3) 貸出金等(*)	71,805	28,352	△ 43,453
貸倒引当金(△)	△ 3,373	74,723	6,287
余額合計	150,591	156,995	6,404
(1) 預金債等(*)	147,563	147,569	5
金融債負債	147,563	147,569	5

(*) 預け金、預出金、預金債の「時価」には、「時価を算定しなかった時価に代わる金額」を記載しております。
(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除してあります。（注3）（注4）を参照。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金等(*)	50,442	50,560	117
(2) 有価証券	31,713	31,712	△ 0
その他有価証券	28,352	28,352	△ 0
(3) 貸出金等(*)	71,805	28,352	△ 43,453
貸倒引当金(△)	△ 3,373	74,723	6,287
余額合計	150,591	156,995	6,404
(1) 預金債等(*)	147,563	147,569	5
金融債負債	147,563	147,569	5

(*) 預け金、預出金、預金債の「時価」には、「時価を算定しなかった時価に代わる金額」を記載しております。
(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除してあります。（注3）（注4）を参照。

(注1) 金融商品の時価等の評価法（算定方法）
金融債負債
① 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿額と近似していることから、当該簿価額を時価としております。満期のある預金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金額を割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
② 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券等に関する注記事項については24から27に記載しております。
③ 貸出金
貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
① 破綻懸念先債権、実行規程先債権及び破綻先債権等、持株キャッシュ・フローの見積り内債権については、貸借対照表中の貸出金額に計上している額（貸倒引当金控除後の額）
② ①以外の債権については、貸出金に際してのリスク区分ごとに、元利金の合計額を市場価格で割り引いた額
③ 預金債金
(注1) 預金債金
要払戻金については、貸算に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごと区分して、将来キャッシュ・

フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組出資資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非市場株式等(*)	27
組出資資金等	80
合 計	108

(*) 非市場株式等については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※) 当事業年度において、非市場株式等について4百万円減価処理を行っております。
(※3) 組出資資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24条を適用し、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金融債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予測額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金（※）	18,442	29,700	1,600	2,000
有価証券	2,107	9,812	10,218	4,375
その他有価証券のうち満期があるもの	3,490	6,400	6,000	2,360
貸出金（※2）	2,107	9,412	9,618	2,015
貸倒引当金（※2）	△ 1,072	2,289	19,221	1,249
合 計	30,575	61,301	31,059	17,067

(*) 預け金のうち、期間の定めがないものは「1年以内」に含めて開示しております。
(※2) 貸出金のうち、破綻先、実行規程先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予測が見込めないもの、期間の定めがないものは含めていません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予測額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金債金（※）	137,534	9,840	—	188
合 計	137,534	9,840	—	188

(※) 預金債金のうち、要求支払額は「1年以内」に含めて開示しております。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金債権」中の貸付債権修正受益権が含まれております。以下、27. まで同様であります。
有価証券の償付率
貸付目的の有価証券 該当ありませ。

満期保有目的の債券
(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超過するもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,460	1,578	118
	その他	1,460	1,578	118
時価が貸借対照表計上額を超過しないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,920	1,788	△ 132
	その他	1,920	1,788	△ 132
合計		3,380	3,359	△ 21

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 該当ありません。

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額取得原価を超過するもの	株式	11,694	2,61	4,87
	債券	—	11,581	112
	地方債	2,231	2,211	20
	その他	2,231	2,211	20
時価が貸借対照表計上額を超過しないもの	株式	7,310	6,859	441
	債券	19,770	18,711	1,042
	地方債	3,290	4,04	△ 85
	その他	3,670	3,668	△ 62
貸借対照表計上額取得原価を超過しないもの	国債	6,95	7,00	△ 4
	社債	2,910	2,968	△ 57
	地方債	3,15	3,84	△ 89
	その他	9,414	9,894	△ 89
合計	29,195	28,586	608	

25. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 該当ありません。
26. 当事業年度中に売却したその他有価証券
(単位：百万円)

株式	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	31	0	—
債券	104	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
短期債	—	—	—
社債	104	4	—
その他	13	12	—
合計	149	17	—

27. 破産処理を行った有価証券
貸付目的の有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価を下回ったことに対する見込みと認められるものについては、当該時価をもつて貸借対照表計上するとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「破産処理」とい）しております。
当事業年度における減額処理額は、4百万円（うち、非市場株式4百万円）であります。
また、時価が著しく下落し、と判断するための評価は、以下のとおりであります。
「著しく下落した」とは、時価が取得原価に比し30%以上下落した場合とし、この場合は合理的な反証がない限り、時価が取得原価に回るとする見込みがあるとは認めない。時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合とは、次の場合であり、
(1) 前期末の時価も、今期末の時価も共に取得原価より30%以上下落している場合、
(2) 前期末の時価とどちらか一方の時価が、取得原価より30%以上下落しており、かつ期末の時価が、BB（ダブルB）以下となった場合、(格付の使用開始が自己決定基準に準ずる。以下同じ)、
(3) 前期末か今